



平成27年6月16日

各 位

会 社 名 アサヒホールディングス 株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 寺山 満春
(コード番号 5857 東証第1部)
問合先責任者 企画部長 村島 克哉
(TEL 03-6270-1833)

「株式付与 ESOP 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 16 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社従業員（一部の当社子会社従業員含む。以下同じ。）に対してインセンティブ・プラン「株式付与 ESOP 信託」（以下「ESOP 信託」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

記

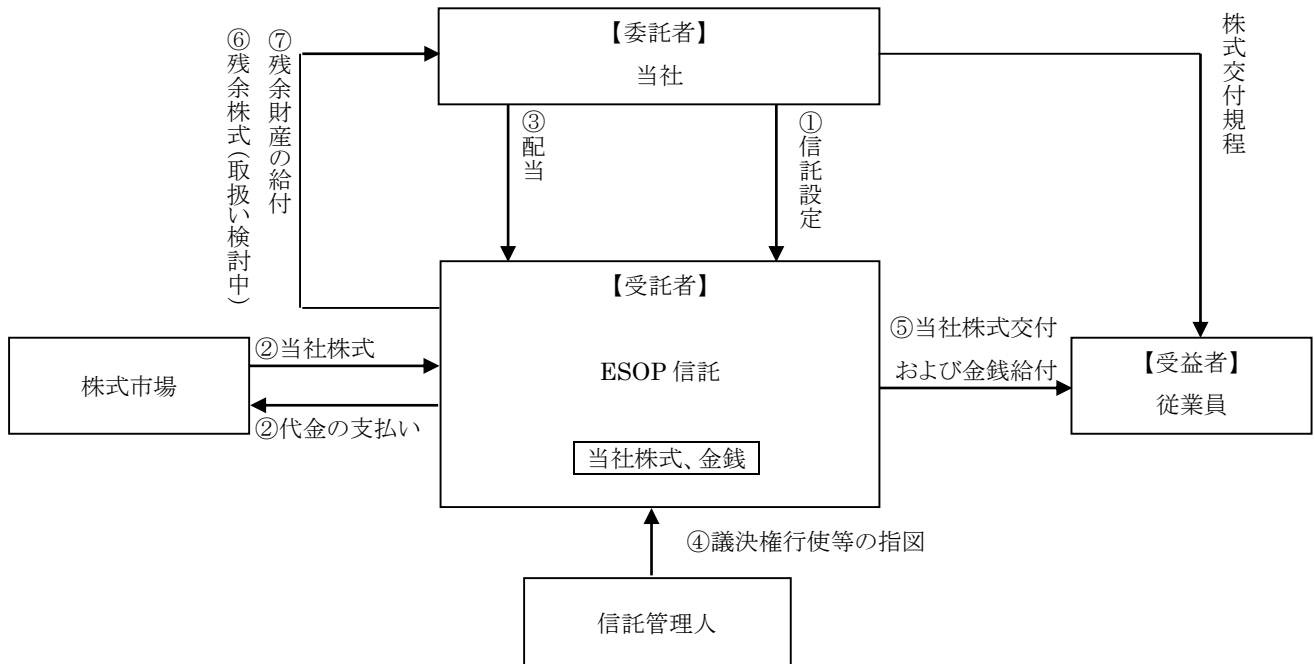
1. ESOP 信託導入の目的

当社従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、ESOP 信託を導入いたします。

2. ESOP 信託の概要

当社が、本制度の対象者である当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、従業員の業績への貢献度等に応じて、毎年一定の日にポイント数が付与され、「第 7 次中期経営計画」の達成度に応じた当社株式を従業員へと交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

3. ESOP 信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする ESOP 信託を金銭で設定します。
- ②ESOP 信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、株式市場から予め定める取得期間内に取得します。
- ③ESOP 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式を受領します(例外的に、信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります)。
- ⑥ESOP 信託の清算時に残余株式が生じた場合の取扱いについては、現在検討中です。
- ⑦ESOP 信託の終了時の清算にあたり、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

以上